

オールくしろ冬季魅力発信事業委託業務企画提案指示書

1 委託する業務名

オールくしろ冬季魅力発信事業委託業務

2 委託業務の目的

道東自動車道が阿寒ICまで延伸し、札幌～釧路のアクセスが向上したことから、道東自動車道のくしろ到達PR及び管内への誘客・周遊を促進することを目的に実施する。

3 委託業務の内容

道東自動車道のくしろ到達及び地域の冬季の魅力を発信する事業の企画・運営

(1) 道東自動車道のくしろ到達及び冬季のくしろ地域の食・観光等の魅力やイベント情報等を、次の①～⑥を踏まえて、道央圏・十勝圏のターゲット層（高速道路を利用してくしろ地域に来る可能性のあるアクティブ層）に対し、メディア広報を中心として継続・反復的に広く発信する。

①発信する内容は、見た人に管内周遊を促す内容とするとともに、次の内容も盛り込むこと。

・釧路外環状道路 釧路別保ICの開通PR

・春季の集客に向けたPR

②幅広い年齢層の自動車ユーザー等の参加を促すため、SNSを活用した発信を行うこと。

【例：多くのフォロワーを持つ道内のSNS発信者の活用、SNSへの投稿など参加型の企画等】

③次の事項を参考に、多様な広報手段を組み合わせて効果的に発信すること。

・広く伝えることを主眼とした媒体による発信

【例：新聞・雑誌・フリーペーパーの広告、ラジオCM等】

・一定期間継続・反復することで記憶への刷り込みを促進する媒体による発信

【例：ポスター掲示、インターネット・ソーシャルメディア広告、ラジオCM、デジタルサイネージ、交通広告、連続した新聞等の企画広告等】

・深く伝えることを主眼とした媒体による発信

【例：旅行雑誌等の企画記事、WEBページでの特集記事、ユーチューブによるPR動画の発信、ラジオ番組・コミュニティFMでのパブリシティ等】

・自動車ユーザーの関心が高い雑誌への掲載やイベント等における発信

④特設WEBページを作成すること。WEBページは受託者が準備したサーバー上に設置し、当該事業期間のみ開設すること。特に、WEBアクセスの大部分を占めるスマホユーザーのページビュー数を増やすための工夫をすること。

⑤釧路地域8市町村の魅力を効果的に発信することができる魅力的な写真やイラスト等のPR素材を使って発信することとし、その調達方法も示すこと。（過去の同様の事業で使用した写真は不可とする。）

また、ご当地キャラクターを積極的に活用すること。

⑥本事業の実施による検証可能な成果指標を設定し、目標値も示すこと。

(2) 事業実施期間は、平成31年1月上旬～3月下旬とする。

(3) 本事業については、管内の市町村や関係団体等で構成する「ウェルカム道東道!!オールくしろ魅力発信協議会」やその下部組織であるワーキング会議の意見を聞きながら実施・運営することから、会議に適宜出席し、事業運営に係る意見聴取や実績報告等を行うこと。

4 委託期間

契約締結の日から平成31年3月29日（金）まで

5 予算上限額

3,300千円

6 実績報告

事業終了後、実績報告として次のものを提出する。

(1) 委託業務実施報告書

委託業務の内容に関する報告書〔製本（A4版）1部、電子媒体（CD-ROM等）一式〕

(2) 本事業で作成したプロモーション用の広報資料、制作物等

7 審査基準

審査は次の項目について評価するので、この点に留意の上、企画提案書を作成すること。

(1) 事業者の業務遂行能力

①実施体制が確立されており、業務遂行に十分な知識・経験があるか。

②業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか。

(2) 企画提案の適合性

①発信する内容は、企画提案指示書に沿ったわかりやすい内容となっているか。

・管内周遊を促す内容

・道東自動車道のくしろ到達及び釧路外環状道路 釧路別保ICの開通PR

・冬季の魅力発信及び春季の集客に向けたPR

②道央圏・十勝圏をターゲットとした企画となっているか。

③情報発信の手段、量、組み合わせに工夫がされているか。

④写真やイラスト等のPR素材に工夫がされているか。

⑤SNSを活用した発信は、情報の拡散が期待できる内容となっているか。

⑥WEBページはわかりやすいつくりになっているか、また、興味を引くための工夫がされているか。

⑦成果指標及び目標値の考え方は明解か。

8 企画提案審査方法

企画提案書を提出した者に対してプロポーザル審査会においてヒアリングを実施することとし、ヒアリングの日時、場所、留意事項等は別途通知する。

(1) 日時：平成30年11月14日（水）予定

(2) 場所：釧路市浦見2丁目2番54号 釧路総合振興局庁舎

9 委託契約に関する基本的事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として道と受託者が協議して決定する。

(2) 道は受託者に対して、道がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。

(3) 本事業に関する著作権（製作過程で作られた素材等の著作権も含む）その他の権利は北海道に帰属するものとする。